

水道水、常水、ミネラルウォーター類、井戸水、プール水、浴槽水等について各種法令に基づいた水質検査を行っており、法改正による規格基準変更にも適宜対応しています。厚生労働大臣登録水質検査機関及び建築物飲料水水質検査の登録許可を2拠点（滋賀県、神奈川県）で受けています。

【事業内容】

○ 水道法

- ・ 水道水

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）

- ・ 飲料水

○ 日本薬局方

- ・ 常水

○ 食品衛生法

- ・ 食品製造用水
- ・ ミネラルウォーター類

【成分規格】

- ミネラルウォーター類（殺菌・除菌なし）
CO₂圧力98 k Pa未満・CO₂圧力98 k Pa以上
- ミネラルウォーター類（殺菌・除菌あり）
- ミネラルウォーター以外の清涼飲料水

【製造基準】

- ミネラルウォーター類
- ミネラルウォーター以外の清涼飲料水

○ その他

- ・ プール水
- ・ 浴槽水
- ・ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準



ガスクロマトグラフ質量分析計



生物試験室

基準値・項目は対象水種箇所をクリックしてください。

クリタ分析センターでは、時間制限の遵守や厚生労働省登録検査員が採水を行うことで、高度な品質を維持しています。外部精度管理も実施することで、品質管理体制を構築しています。